

# デジタル社会の実現に向けた重点計画（案） に係る意見聴取について

---

令和5年5月31日

個人情報保護委員会事務局

# デジタル社会の実現に向けた重点計画について

■ **デジタル社会の実現に向けた重点計画**（以下「重点計画」という。）は、

- ① デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第1項に規定する**デジタル社会の形成に関する重点計画**
- ② 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項に規定する**情報システム整備計画**
- ③ 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第1項に規定する**官民データ活用推進基本計画**

の3つの計画を統合したものとして策定される、政府が定める計画（閣議決定）である。

■ 重点計画は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記したものであり、デジタル庁を始めとする各府省庁がデジタル化のための構造改革や個別の施策に取り組み、また、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものであるとされている。

■ 6月上旬にデジタル社会推進会議で決定されたのち、閣議決定される予定である。

# 個人情報保護委員会に対する意見聴取について

- 内閣総理大臣がデジタル社会の形成に関する重点計画の案を作成する際は、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされている（デジタル社会形成基本法第37条第4項）。
- また、内閣総理大臣が官民データ活用推進基本計画の案を作成する際にも、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされている（官民データ活用推進基本法第8条第4項）ほか、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図ることとされている（同法第8条第9項）。
- 計画の変更についても、これらの手続きを準用することとされている（デジタル社会形成基本法第37条第8項、官民データ活用推進基本法第8条第7項）。

# デジタル社会の実現に向けた重点計画（案） 目次

## 第1 安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組

1. マイナンバーカード/デジタル行政サービス
2. デジタル臨時行政調査会によるアナログ規制の横断的な見直し
3. 国・地方公共団体を通じたDXの推進
4. データ連携基盤の整備・優良事例のサービス/システムの横展開
5. 準公共サービスの拡充
6. AI利活用及びデータ戦略の推進
7. 国際的なデータ連携・越境データ移転の国際的枠組み
8. 事業者向け行政サービスの拡充
9. デジタルマーケットプレイス試行導入
10. ディスインフォメーション（偽情報）への対応

## 第2 重点計画の基本的考え方

1. デジタルにより目指す社会の姿
  - (1) デジタル化による成長戦略
  - (2) 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化
  - (3) デジタル化による地域の活性化
  - (4) 誰一人取り残されないデジタル社会
  - (5) デジタル人材の育成・確保
  - (6) DFFTの推進を始めとする国際戦略
2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

## 第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

### 第3-1 戦略として取り組む政策群

1. デジタル社会の実現に向けた構造改革
2. デジタル田園都市国家構想の実現
3. 国際戦略の推進
4. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保
5. 急速なAIの進歩・普及を踏まえた対応
6. 包括的データ戦略の推進と今後の取組
7. Web3.0の推進

### 第3-2 各分野における基本的な施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化
2. 暮らしのデジタル化
3. アクセシビリティの確保
4. 産業のデジタル化
5. デジタル社会を支えるシステム・技術
6. デジタル社会のライフスタイル・人材

## 第4 今後の推進体制

1. デジタル庁の役割と政府における各種会議
2. 地方公共団体等との連携・協力
3. 民間事業者等との連携・協力

# 個人情報保護委員会に関連する主な施策（1）

重点計画では、「我が国がデジタル化を強力に推進していく際に政府が迅速かつ重点的に実施すべき取組」として、各施策が記載されており、このうち、個人情報保護委員会に関連するものとして、例えば以下の内容が記載されている。

## ■ 国際戦略の推進

- DFFTを推進するために、我が国としては、**「経済成長・イノベーション」と「セキュリティ」や「プライバシー」などとのバランスの取れた国際ルール・制度形成を主導する**。また、これまでのG7等の国際的な議論・取組や、令和5年4月末に日本議長国の下で開催されたG7デジタル・技術大臣会合を踏まえ、同会合において合意された国際的な枠組みを設置し、その下で、**データの越境移転時に直面する課題解決につながるプロジェクトを実施し、DFFTの一層の具体的推進に資する成果の創出に向けて取り組んでいく**。

## ■ サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保

- 令和3年5月に成立したデジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正等により、事業者、国の行政機関及び独立行政法人等に加え、令和5年4月以降は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについても改正後の個人情報保護法の規律が適用されている。
- **国の行政機関においては、重点計画に含まれる各施策の遂行に当たり、改正後の個人情報保護法の規律や個人情報の保護に関する基本方針、個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則にのっとり、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保するものとする**。
- 個人情報保護委員会は、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、引き続き、国民や事業者、行政機関等からの照会等に適切に対応するとともに、**令和2年改正法、令和3年改正法等に関する周知・広報等に積極的に取り組む**。また、今後の業務量の増大に応じ、**個人情報保護委員会の所要の体制強化に引き続き務める**。

# 個人情報保護委員会に関連する主な施策（2）

## ■ 急速なAIの進歩・普及を踏まえた対応

- AIの適切かつ効果的な活用は、生産性向上や競争力強化を通じ、我が国における社会課題の解決や経済成長につながる可能性を秘めている。こうした可能性を踏まえ、**AIに係るリスクの懸念に適切に対処するとともに、「人による作業」の要否を整理し、AI活用に向けた取組を進めていく必要がある。**目下、我が国としては、①今後のAIの活用の基盤となるデータの整備等を含むインフラの整備・強化に向けた検討・取組と、②AIの実態と動向を把握し、**リスクと必要な対応策を特定した上で、官民における適切な活用に向けた検討・取組を進めることが重要**である。

## ■ 国民に対する行政サービスのデジタル化

- 令和5年の通常国会において、マイナンバーの利用範囲の追加や法の規定の見直しを含むマイナンバー法等の一部改正法案を提出した。これにより、基本理念において社会保障制度、税制、災害対策以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の促進を図ることとしたところ。**令和6年中の円滑な施行に向けて、政府は政省令等の策定やシステム整備、制度の広報等を進める。**
- 各制度を所管する関係府省庁とともに、①マイナンバーを利用し、国民自らが自己の情報や権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況に合った行政サービスを享受できるようにする観点等から、海外在留邦人の行政手続も含め個々の制度等の業務の見直しを行い、**今後もマイナンバーの利用や情報連携を促進するための必要な法令の整備を行う。**